

中等度難聴者への

補聴器購入費

を助成します！



令和7年4月1日より、身体障害者手帳の交付対象とならない方に対し、補聴器購入費の助成を開始します。

助成額

補聴器 1 個につき上限**3万円**（両耳が対象となる場合は、2 個分**6万円**が上限額です）

対象者

以下のすべてを満たす方が対象です。

- ①津別町の住民基本台帳に登録されている18歳以上の方
- ②両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満（中等度難聴）で、医師により補聴器の使用の必要性を認められた方
- ③障害者総合支援法に基づく補聴器の交付が受けられない方
- ④過去にこの制度の助成を受けていない方

注意事項

- *本助成の制度は**1度限り**で、**令和7年4月1日以降に購入したものが対象**です。
- *補聴器本体以外の費用（付属品、修理代など）は、**対象外**です。
- *本助成制度の利用に係る医師の診察代や意見欄記入にかかる経費は、**自己負担**です。

お問い合わせ

津別町役場 保健福祉課 福祉係（1階6番窓口）

電話 77-8381（平日午前8時30分～午後5時15分）

裏面もご覧ください

手続きの流れについて

< 1 > 申請書類を準備する。

- ①役場で受け取る。
- ②ホームページからダウンロードする。
のいずれかの方法で準備してください。

* ホームページURL : <https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/soshiki/hokenfukushi/17/syougai Fukusi/3974.html>

ホームページ
二次元コード



< 2 > 申請書類を持って耳鼻科を受診し、補聴器購入費助成申請書の意見欄を記入してもらう。

* 受診の際「障害者手帳を取得できる状態である」「聴力レベルが該当しない」と言われた場合は、**本事業の対象外**となります。障害者手帳を取得できる場合は、別の手続きにて補聴器購入が可能ですので、別途役場へご相談ください。

< 3 > 補聴器販売事業所で補聴器を購入する。

* 集音器は助成対象外ですのでご注意ください。
* 申請の際は、**「領収書」「補聴器の購入日、購入費用、購入品目が記されている書類（領収書に記載されている場合は省略可能）」が必要**ですので、一緒に受け取ってください。

< 4 > 役場に申請書類を提出する。

* 申請書と、補聴器購入時に受領した領収書などを添付し、役場に提出してください。

< 5 > 助成決定通知書が届き、助成金が振り込まれる。

* 助成額は、補聴器 1 個につき**上限3万円**です。**医師に両耳装用が必要と判断された場合は、2個分上限6万円**となります。上限額内の補聴器を購入した場合は、その全額が助成額となります。